

令和8年4月1日採用 保健センターにおける 会計年度任用短時間勤務職員募集要項

令和 8年 1月23日
健康福祉局職員課

この募集要項を
ご覧になる方へ

保健センターにおける会計年度任用短時間勤務職員の以下の職の
募集は**年齢不問です。**
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 勤務予定場所・採用予定人数・主な職務内容等

申込区分	職名	採用予定人数	主な職務内容等	勤務予定場所※1	勤務日、勤務時間※2
1	会計年度健康相談員	2名程度	<p>【任用直後】 老人保健及び母子保健等に関する保健事業等に関する相談対応、事務補助等 【変更の範囲】なし</p>	<p>【任用直後】 北保健センター分室 瑞穂保健センター 【変更の範囲】なし</p>	原則、月曜日～金曜日の週 5日
2	会計年度高齢者健康相談員	2名程度	<p>【任用直後】 介護予防事業等に関する相談対応、事務補助等 【変更の範囲】なし</p>	<p>【任用直後】 千種保健センター 中川保健センター 【変更の範囲】なし</p>	午前 8時45分から午後 5時30分までのうちの 1日 6時間 ただし、状況により週4日の 1日 7時間30分となる場合があります。
3	会計年度生活環境相談員	1名程度	<p>【任用直後】 食品衛生等に関する相談対応 【変更の範囲】なし</p>	<p>【任用直後】 中保健センター 【変更の範囲】なし</p>	

4	会計年度 保健所 看護師	2名 程度	<p>【任用直後】各保健センターにおける乳幼児健診、H I V・梅毒検査等の看護業務</p> <p>【変更の範囲】なし</p>	<p>【任用直後】東保健センター 昭和保健センター</p> <p>【変更の範囲】なし</p>	<p>原則、月曜日～金曜日の週 5日</p> <p>午前 8時45分から午後5時30分までのうちの1日 6時間</p> <p>ただし、状況により週4日の1日7時間30分となる場合があります。</p>

※1 合格後に上記勤務予定場所から配置先を決定します。ただし、勤務予定場所は変更される可能性があります。

※2 勤務時間は1日1時間の休憩時間を除いて記載しています。

2 受験資格

次の(1)、(2)の要件をいずれも満たす方

(1) 次のいずれにも該当しない方

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(2) 申込区分に該当する職の資格要件を満たす方

申込区分	職名	資格要件
1	会計年度 健康相談員	保健師資格（看護師、准看護師又は助産師も可）を有し、老人保健事業及び母子保健等の相談対応において必要な公衆衛生に関する専門知識を有すること。
2	会計年度高齢者 健康相談員	保健師資格を有する又は介護予防事業等に関する相談対応において必要な公衆衛生に関する専門知識を有すること。
3	会計年度 生活環境相談員	食品衛生等に関する相談対応において必要な公衆衛生に関する専門知識を有すること。
4	会計年度 保健所看護師	看護師資格を有し、採血等の業務が行えること。

3 申込

(1) 申込期間

令和 8年 1月23日（金）から令和 8年 2月 6日（金）まで

(2) 申込方法

インターネットより申込みください。

ア 以下の申込URL又は二次元コードから（Logoformフォームの「保健センターにおける会計年度任用短時間勤務職員を募集します」へ）アクセスしてください。

イ 画面の指示に従って必要項目を正しく入力して、令和 8年 2月 6日（金）までに申請してください。

〈①会計年度健康相談員〉

<https://logoform.jp/form/mX9C/895114>



〈②会計年度高齢者健康相談員〉

<https://logoform.jp/form/mX9C/895144>



〈③会計年度生活環境相談員〉

<https://logoform.jp/form/mX9C/895136>



〈④会計年度保健所看護師〉

<https://logoform.jp/form/mX9C/895141>



※申請の際、次のものをアップロードください。

- ・応募する職の資格要件に記載されている資格の免許証

会計年度健康相談員：保健師、助産師、看護師、准看護師のうちいずれかの免許証

会計年度高齢者健康相談員：保健師免許証（保有者のみ）

会計年度保健所看護師：看護師免許証

（上記以外の職は、資格免許証のアップロードは不要です。）

- ・顔写真

6ヶ月以内に撮影した脱帽、正面の顔写真のデータ。ご自身でカメラ等を用いて撮影したもので構いません。

(3) 受験票の交付

申込期間終了後に電子メールを送信します。

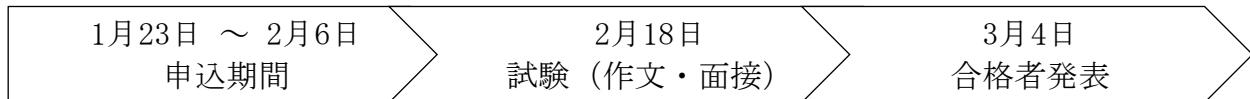
電子メールの案内に従って、受験票及び写真票兼承諾書をA4判の紙に印刷してください（受験票等はPDFファイルとして発行します。）。

写真票兼承諾書は、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。（受験票と写真票兼承諾書はあらかじめ切り離してください。）

電子メールが令和 8年 2月13日（金）までに届かない場合は、下記の問合せ先へご連絡ください。

4 選考の日程等

（1）選考の流れ



（2）試験内容

試験	日程	試験内容	配点
作文試験	令和 8年 2月18日（水）	1時間程度で作文試験を実施します。	100点満点
面接試験		作文試験終了後、個別面接を実施します。	100点満点

※ 合格者は作文試験と面接試験の点数を合算して得点の高い者とし、それぞれの試験において最低合格点に満たない場合は不合格となります。

（3）会場及び集合時間

受験票に記載してお知らせします。

（4）試験結果の通知

試験結果は、令和 8年 3月 4日（水）に郵送にて通知します。併せて、本市ウェブサイトに合格者の受験番号を掲載します。

（5）その他

電話等による合否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 合格から採用まで

（1）採用後 1月間は条件付採用期間となります。

（2）任用期間は令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとなります。なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。（最大 4回まで）

（3）受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

（4）試験合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は、合格発表日から令和 9年 3月31日（採用予定日の属する年度の末日）となります。

（5）本件は、令和 8年度予算の議決を条件とします。

6 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

試験不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・試験順位 ・試験得点 ・試験合格基準点 	<p>試験の結果発表日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 <p>(土・日・祝・振替休日を除く)</p>	<p>必ず受験者本人又は不合格者の委任による代理人が、下記の方法により口頭で申し出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験者本人が申出する場合 運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）及び受験票又は選考結果通知書の提示 ・代理人が申出する場合 アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出 <ul style="list-style-type: none"> ア 代理人の身分証明書、不合格者の身分証明書の複写物及び不合格者の受験票又は選考結果通知書 イ 代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状
--------	--	--	--

- ※ 提供申出は受験者本人又は不合格者の委任による代理人の健康福祉局職員課への来庁が必要です。また、電話・郵便等による申出は受け付けておりません。
- ※ 必要提示書類に不足がある場合は開示できません。
- ※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

7 勤務条件

報酬	<p>下記（いざれも地域手当相当報酬を含む。）の範囲で、高校、短大又は准看養成所卒業後の年数に応じて決定します。 他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当、勤勉手当を支給します。</p> <p>【月額報酬の例】</p> <table border="1" data-bbox="366 1545 1378 1724"> <thead> <tr> <th>申込区分</th><th>准看養成所新卒</th><th>准看養成所卒業後12年 (上限)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>179,755円</td><td>219,463円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="366 1769 1378 1949"> <thead> <tr> <th>申込区分</th><th>高校新卒</th><th>高校卒業後14年 (上限)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td><td>172,098円</td><td>219,463円</td></tr> </tbody> </table>	申込区分	准看養成所新卒	准看養成所卒業後12年 (上限)	1	179,755円	219,463円	申込区分	高校新卒	高校卒業後14年 (上限)	2	172,098円	219,463円
申込区分	准看養成所新卒	准看養成所卒業後12年 (上限)											
1	179,755円	219,463円											
申込区分	高校新卒	高校卒業後14年 (上限)											
2	172,098円	219,463円											

報酬	申込区分 3	高校新卒 172,098円	高校卒業後14年 (上限) 219,463円
	申込区分 4	短大新卒 204,150円	短大卒業後 8年 (上限) 219,463円
(令和 8年 1月23日現在)			
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から 1月 3日まで）		
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等		
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険の適用あり		

※ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

8 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。なお、会計年度任用職員（短時間勤務）は、営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下に該当する場合は認められませんので留意してください。また、兼業を行う場合は、兼業先や従事内容を届出いただく必要があります。

（兼業が認められない場合）

- ア 兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など）
- イ 兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合
- ウ 兼業を行うことによって名古屋市の信用を損なう恐れがある場合

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〔問合せ先〕 名古屋市健康福祉局職員課 寺本
 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号（市役所本庁舎 2階）
 Tel : 052-972-2606 Fax : 052-972-4145